

カーボンフットプリントマーク「削減率表示」「数値なし表示」について

平成23年7月13日
カーボンフットプリント制度試行事業事務局

日頃より、カーボンフットプリント制度構築にご協力いただき、大変ありがとうございます。

さて、昨年度初頭のルール検討委員会において、試行期間内の暫定措置として「多様な表示」を認めることが決定され、その後、各種ルールの整備及び改訂が行われました。これらの議論を経て、現在の試行事業において、「削減率表示」「数値なし表示」のマークをご使用いただくことが可能となりました。

以下にご使用に際しての条件等を記載いたしますので、事業者の皆様方におかれましては、多様な表示の活用をご検討いただければ幸いです。

なお、本件はあくまでも試行期間中の暫定措置でございます。これら表示方法の事業者の皆様様の活用状況や、それらに対する消費者の意見等を踏まえ、ルール検討委員会などの場において、試行期間終了後の扱いを議論することとなります。

1. 削減率表示

①削減率表示とは

- カーボンフットプリント（以下「CFP」とする。）マークに、通常の「CO₂ 排出量」の表示ではなく、「削減率」のマイナス・パーセント表示で記載することができます。ただし、「CO₂ 排出量」は、CFP ウェブサイトに掲載される詳細情報で確認できるようにしておかなければなりません。

（使用例）



②削減率算定及び表示に関するルール

- 削減率を算定・表示するためには、自社製品間の比較であること等、6つの基本条件を満たさなければなりません。運用ルール「CFPの削減率の算定方法について」を参照してください。

(http://www.cfp-japan.jp/common/pdf/CFP_sakugen_santei_110310.pdf)

- また、マークの表示方法については、「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従ってください。(特にP.6、P.8参照)

(http://www.cfp-japan.jp/common/pdf/santei_003_110620.pdf)

- なお、CFP検証では、上記の算定及び表示のルールに沿って確認作業を進めることになります。

③既に検証を受けた製品間の削減率マークの検証手続きについて

- 検証済みの2製品を比較して削減率表示を行う場合には、削減率算定の各種要件や表示に関する要件を満たすことを改めて確認することが必要ですが、算定結果を改めて個別に検証する必要がございません。そのため、検証のプロセスを簡略化することが可能です。
- この場合でも、新たな検証番号が付与いたしますので、製品上に削減率表示をする場合には、既に検証済の検証番号とは異なる検証番号を表示する必要があります。
- ただし、削減率の算定・表示に際して、CFPの再計算が必要となる場合には、通常どおり検証を行う必要があります。

2. 数値なし表示

①数値なし表示とは

- CFPマークに、通常の「CO₂排出量」を記載せず、空欄のままとしたマークを利用することができます。ただし、「CO₂排出量」は、CFPウェブサイトに掲載される詳細情報で確認できるようにしておかなければなりません。

(使用例)



CO₂の「見える化」
カーボンフットプリント
<http://www.cfp-japan.jp>
検証番号: CV-XXYY-ZZZ

②参照すべきルール

- マークの表示方法については、規程文書「カーボンフットプリントマーク等の仕様」(特にP.7、P.8参照)

(http://www.cfp-japan.jp/common/pdf/santei_003_110620.pdf)

③既に検証を受けた製品を数値無し表示にする場合の検証手続きについて

- ・ 数値無し表示を行う旨を改めて事務局に申請することで「数値なし表示」の利用が認められます。
- ・ この場合でも、新たな検証番号を付与いたしますので、製品上に数値無しマークを表示する場合には、既に検証済の検証番号とは異なる検証番号を表示する必要があります。

以 上